

北秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画（概要版）

健康福祉部医療健康課

策定の趣旨

新型インフルエンザ等の対策基本方針を定めることにより、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活や経済に及ぼす影響を最小とすることを目的として、国の「新型インフルエンザ等対策行動計画」及び「秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画」を基準として、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、市行動計画を策定する。

策定のポイント

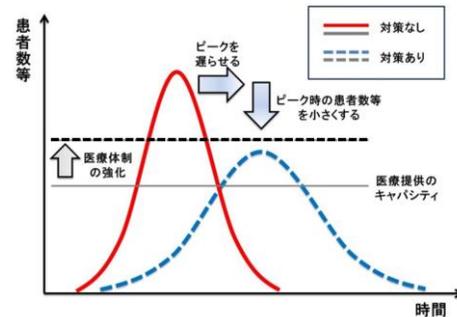
- ・新型インフルエンザ及び新型インフルエンザと同様な危険性のある新感染症（感染症法第6条第9項）を対策の対象と位置づける。
- ・発生段階を「未発生期」～「小康期」の6段階に分類し、それぞれの段階における具体的な対策を記載する。
- ・国の「緊急事態宣言」の際における、外出制限要請など各種措置の運用等について記載する。

策定の経緯

- 平成25年4月13日
新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 平成25年5月14日
北秋田市新型インフルエンザ等対策本部条例施行
- 平成25年6月7日
新型インフルエンザ等対策政府行動計画公表
- 平成25年1月20日
秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画公表
- 平成26年7月4日
北秋田市保健センター運営委員会で市行動計画案の協議
- 平成26年8月
北秋田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定

計画の目的

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン接種のための時間を確保する。
- ・市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



計画の主な事項

- ① 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制、関係機関との連携
- ② 市民への新型インフルエンザ等に関する情報提供
- ③ 新型インフルエンザ等の予防・まん延防止に関する措置
- ④ 医療等に関すること
- ⑤ 市民生活及び地域経済の安定に関する措置

発生段階ごとの対策

発生段階	県実施体制	県対応	市実施体制	市対応	
未発生期	庁内連絡会議 地域保健連絡会議	発生に備えた準備、検討	庁内連絡会議	・発生に備えた準備、検討	
海外発生期	県対策本部 連絡部 庁内連絡会議 (現地対策本部) 地域保健連絡会議	厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生公表により、「 県内警戒宣言 」を行う。	庁内連絡会議 市警戒宣言	・情報収集、提供 ・感染予防対策の周知 ・電話相談窓口の設置 ・ワクチンの接種（プレパンデミックワクチン）	
国内発生早期	県内未発生期	県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	国の国内患者発生発表により、2回目の「 県内警戒宣言 」を行う。	市警戒宣言	・発生状況の把握 ・適切な情報提供 ・感染防止、拡大防止策の徹底 ・電話相談体制の強化 ・ワクチンの接種
	県内(市内)発生早期	県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	県内で初めて患者の発生を確認した場合に「 県内発生宣言 」を行う。	市対策本部	
国内発生期	県内(市内)感染期	県対策本部 現地対策本部 連絡部 地域保健連絡会議	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった場合には、県内感染期への移行の発表を行う。 ※国が「 緊急事態宣言 」を発表した場合「 県内緊急事態宣言 」の発表も検討 ※患者の減少に至る時期の場合、新興感染症部会の意見を聞き、その旨の発表を行う。	市対策本部	※業務継続体制への移行 ・市施設の閉鎖 ・市事業の中止、延期 ・学校の臨時休業 ・不要な外出、集会などの自粛要請 ・電話相談体制の拡充 ・ワクチンの接種 ・要援護者への生活支援 ・火葬の適切な実施と遺体安置所の確保
				連絡部 庁内連絡会議	国の小康期への移行の発表により、流行が収まった旨の発表を行う。
小康期	連絡部 庁内連絡会議	国の小康期への移行の発表により、流行が収まった旨の発表を行う。	庁内連絡会議	・各制限、休業、自粛等の解除 ・第二波の早期探知と対応 ・評価と見直し	